

大阪電気設備協同組合
組合員 各位

大・電・協 プランのご加入・ご継続手続きのご案内

拝啓、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、7月1日満期となります大・電・協 総合保障制度の2020年度プランのご案内をさせていただきます。

ご検討の上、ご加入のほど宜しくお願いいたします。

敬具

○ ご加入の手続き

1. 総合賠償補償プランにご加入の場合は、加入申込書に売上高をご記入・ご捺印の上、確定申告書または損益計算書のコピー（売上高・店名・代表者名の記載部分）の添付をお願いします。決算書等の売上高に不動産収入等の本業以外の収入が含まれている場合は、ご連絡をお願いします。
2. 総合賠償補償プランと災害補償プラン（グループ傷害保険）の申込書は別々となっております。新規ご加入希望の場合はFAX見積書シートにてご連絡をお願いします。お見積書とお申込書を郵送させていただきます。
3. 保険料は口座振替をご利用いただきます。新規のご加入・口座等のご変更は、口座振替依頼書を郵送させていただきますので、ご連絡をお願い致します。
4. 大・電・協総合賠償補償プランの最低保険料が15,000円となっております。これはワイドプラン・スモールプラン・販売店プランに共通です。ご了解の程お願い致します。

○総合賠償補償プランの販売店プランは、商品売上高が年間総売上高の80%以上の店舗に限定されています。保険料は売上高により異なります。

◎災害補償プラン（グループ傷害保険）のご加入案内は、別紙になっております。

◎補償期間：2020年7月1日午後4時～2021年7月1日午後4時

締切りは、6月19日（金）です！**締切後のお取扱いは毎月20日です。**補償開始日（保険期間開始日）は翌月1日より2021年7月1日となります。（パンフレットをご参照）

ご加入手続き

- | | |
|----------------|---|
| ○総合賠償補償プラン<別紙> | ①賠償責任保険申込書（契約ご継続の場合） FAX見積書シート（新規の場合） ②確定申告書または損益計算書（直近分）の コピー |
| ○災害補償プラン<別紙> | ①傷害保険申込書（契約ご継続の場合） FAXシート（新規の場合） |

上記書類が必要になります。

組合員各位

大阪電気設備協同組合
制度引受保険会社：AIG 損害保険株式会社 大阪プロチャネル営業部
制度推進担当：(株)バディー 担当 浅井 勲

大・電・協 総合賠償補償プランのご案内

賠償責任保険(企業用)普通保険約款、賠償責任保険(企業用)追加特約
施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款

拝 啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、この度制度引受保険会社では大阪電気設備協同組合のご承認のもと、組合員の皆さま向けに「大・電・協 総合賠償補償プラン」をご用意しましたので、ご案内申し上げます。
本補償制度は、組合員の皆さまが行うすべての建設工事における対人・対物事故の賠償リスクを幅広く補償する内容となっております。また、組合員の皆さまの安全管理状況などを反映し、合理的な保険料でご提供しております。
是非、この機会に貴社の企業防衛対策の一環として本補償制度をご検討のうえ、ご採用賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

大・電・協 総合賠償補償プランの特長

◆工事遂行にかかる賠償リスクを補償します。

貴社の工事を1年間まとめて補償しますので、保険の手配漏れもなく安心です。

◆貴社の下請負人の賠償責任もあわせて補償します。

貴社の工事に伴う対人・対物事故については、貴社の下請負人が負担する法律上の損害賠償責任による損害も自動的に補償します。

◆建設用工作車による対人・対物事故も補償します。

工事遂行中において、貴社が所有・使用・管理する建設用工作車※による対人・対物事故による法律上の損害賠償責任による損害も補償します。ただし、自賠責保険(対人事故の場合)・自動車保険の上乗せ補償となります。

※建設用工作車とは、工事場内にある自動車のうち、建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とする自動車をいい、車両登録されたダンプカーを除きます。

◆大阪電気設備協同組合独自の保険料でご提供します。

安全管理の対応状況や過去の保険金お支払い状況等を反映し、合理的な保険料を実現しました。

保険金をお支払いできない場合など、補償の詳細につきましては、
賠償責任保険(企業用)のパンフレットをご参照ください。

基本契約の概要（保険金をお支払いする場合）

この制度では、貴社の工事に伴う以下の事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

施設の所有・使用・管理によるリスク（施設所有（管理）者賠償責任保険）

保険期間中に発生した次の対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

1. 貴社が所有・使用・管理する施設に起因する対人・対物事故
2. 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する対人・対物事故



本社社屋の看板が落下し、駐車していたお客様の自動車を壊してしまいました。



自社倉庫が爆発し、近隣家屋を壊してしまいました。

工事中のリスク（請負業者賠償責任保険）

保険期間中に発生した建設工事に起因する対人・対物事故^{※1}、または工事のために被保険者が所有・使用・管理する仮施設^{※2}に起因する対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



ビル設備の改修工事中、スプリンクラーを破損させ、顧客の什器・備品に損害を与えてしまった。



工事場内でガス管の埋設工事中、バックホーの操作をあまり、地中の水道管を破損してしまった。

※1 建設用工作車等による事故は、自賠責保険・自動車保険契約等の上乗せ補償となります。

※2 仮施設とは、建設工事のために臨時に設置される事務所、資材置場、飯場等の仮設物をいい、敷地内における動産・不動産を含みます。

工事完成後のリスク（生産物賠償責任保険）

保険期間中に発生した、引渡し後の建設工事の結果に起因する対人・対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



電気設備工事の絶縁ミスにより、工事引渡し後に火災が発生し、顧客事務所の一部と什器が焼けてしまった。



排水管の接続ミスにより、工事引渡し後に漏水が発生し、階下のゲームセンターに損害を与えてしまった。

お支払いする保険金の種類

この制度では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生するさまざまな費用に対して保険金をお支払いします。

| 保険金の種類 | 概要 |
|---------|--|
| 損害賠償金 | 被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金 |
| 損害防止費用 | 事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用 |
| 求償権保全費用 | 他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用 |
| 緊急措置費用 | 事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用 |
| 争訟費用 | 損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用 |
| 協力費用 | 制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用 |

※支出にあたり、事前に制度引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

支払限度額(保険金額)と自己負担額

| 補償の対象 | 電気工事・上下水道工事・ガス管工事・リフォーム工事等の 全ての工事が対象 | | | | 一般家庭の電気製品の 販売・工事を対象 |
|----------------------------------|---|--------|--|---------|--|
| | ワイドプラン | OP付ワイド | スモールプラン | OP付スモール | |
| 加入プラン | | | | | 販売店プラン※2 |
| 対人支払限度額 | 1名 5,000万円 1事故 1億円 (保険期間中 1億円) | | 1名 1,000万円 1事故 5,000万円 (保険期間中 5,000万円) | | 1名 500万円 1事故 1,000万円 (保険期間中 1,000万円) |
| 対物支払限度額 | 1事故 5,000万円 (保険期間中 5,000万円) | | 1事故 1,000万円 (保険期間中 1,000万円) | | 1事故 500万円 (保険期間中 500万円) |
| 自己負担額 | 3万円(1事故免責金額) | | | | |
| OP(オプション) 仕事の目的物の損壊 担保特約※1 | なし | あり | なし | あり | なし |

※1 仕事の目的物の損壊担保特約とは、貴社が行った作業(仕事)の結果に起因して発生した対人・対物事故について損害賠償金をお支払いする場合において、その仕事の目的物自体の損壊に対して貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。(保険期間中500万円限度:生産物賠償責任保険の対物保険金額の内枠払)

※2 販売店プランは、店舗販売を主とされ、商品売上高が年間総売上高の80%以上のお店のみご加入できます。

※上記支払限度額(保険金額)・自己負担額は組合員さまごとに適用します。

※支払限度額(保険金額)・自己負担額は、施設所有(管理)者賠償責任保険・請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険、それぞれ別個に適用します。

保険期間

2020年7月1日～2021年7月1日(1年間)

この制度へのご加入は年間を通して可能です。

補償開始日(保険期間開始日)については、制度推進担当者までお問い合わせください。

オプション特約のご案内

オプション特約をセットすることにより、次のような場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害を補償することができます。

請負業者賠償責任保険

◆作業対象物損壊担保特約／作業対象物損壊担保特約(増額型)

工事場内の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限りません。)の損壊による損害に対する賠償責任を補償します。

【支払限度額(保険期間中)】 500万円／(増額型)は請負業者賠償責任保険の支払限度額(対物)または3億円のいずれか低い額

【自己負担額(1事故)】 請負業者賠償責任保険の自己負担額(対物)

◆リース・レンタル建設用工作車特約

工事場内で、工事のためにリースまたはレンタル契約により賃借するリース・レンタル建設用工作車の損壊、盗取・詐取についての賠償責任を補償します。

【支払限度額(保険期間中)】 500万円

【自己負担額(1事故)】 請負業者賠償責任保険の自己負担額(対物)と5万円のいずれか高い額

生産物賠償責任保険

◆仕事の目的物の損壊担保特約／仕事の目的物の損壊担保特約(増額型)

貴社が引き渡した仕事の結果により対人・対物事故が発生した場合に、その仕事の目的物自体の損壊についての賠償責任を補償します。ただし、生産物賠償責任保険で、弊社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限りません。

【支払限度額(保険期間中)】 500万円／(増額型)は1,000万円

【自己負担額】 なし

制度へのご加入にあたって

- この制度は、制度引受保険会社との損害保険契約によって運営され、貴社と制度引受保険会社との1年間の契約となります。
- この制度へのご加入をご希望の場合は、直近の会計年度(1年間)の損益計算書または経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書(経審)等の売上高・請負高等が確認できる書類の写しをご用意ください。
- 保険料は口座振替による払込みとなります。毎月27日(土・日・祝日の場合には翌営業日)にご指定の金融機関口座より振替えます。
- この制度は保険料確定特約をセットし、直近の会計年度(1年間)の売上高・請負高等の総額に基づいて算出した保険料を確定保険料として取り扱いますので、保険料の精算(確定精算)は原則として行いません。

●この提案書は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●制度引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ

事務局 大阪電気設備協同組合
大阪市天王寺区城南寺町 7-13
家電会館
TEL: 06-6762-9613
FAX: 06-6765-2631

お問い合わせ・お申込みは / 取扱代理店 (制度推進担当)

(株)バディー 浅井 勲
大阪市中央区東心斎橋 1-4-13
マイティービル 3F
TEL 06-6241-2737
FAX 06-6241-2738
受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

制度引受保険会社

AIG損害保険株式会社

大阪プロチャネル営業部
〒530-0011大阪市北区大深町 3-1
グランフロント大阪タワーB 36階
https://www.aig.co.jp/sonpo
TEL06-7223-2010
受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

2020年度

大・電・協 災害補償制度プラン

のご案内とご加入のおすすめ

◆グループ傷害保険◆

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、手術保険金支払特約、フルタイム補償特約 等セット

拝啓 時下益々ご隆盛の段、心よりお慶び申し上げます。平素は当団体の活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団体では会員の福利厚生対策として、「大・電・協 災害補償制度プラン」を採用しており、社員のほか、パート、アルバイトに対する補償・福利厚生の充実の一環として、この制度がお役に立てるものと考えております。

大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当てすることは、人材の安定確保、福利厚生の充実という面からも、重要なことといえます。ぜひ、この機会に多くの会員の皆様にご加入されますようご案内申し上げます。

敬具

例えばこのような時にお役に立ちます

業務中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。



巻き込まれによるケガ



交通事故によるケガ



落下物によるケガ



転倒によるケガ

保 険 期 間

2020年7月1日～2021年7月1日

当制度は団体契約のため毎年7月1日が更新日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外にご加入される場合の補償開始日（保険期間開始日）については取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

のご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットをご覧いただくか、取扱代理店・扱者またはAIG損害保険にお問い合わせください。

事業経営を万一の労働災害から守るために

- ◆ 保険金は労災認定を待たずにお支払いします。
- ◆ 通常経路による通勤途上のケガも補償します。
- ◆ 入院・通院保険金は1日目からの日額補償です。
事故によるケガで入院・通院したときは1日目から保険金日額をお支払いします。
- ◆ 事業主・役員、従業員、パート・アルバイトの方のお仕事中のケガを補償します。
- ◆ ご契約者に保険金をお支払いすることができます。
見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しください。
※ご契約時に被保険者の同意が必要です。
- ◆ 保険料は全額損金処理が可能です。
法人が契約者として、従業員全員(事業主・役員含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2020年6月 現在)
- ◆ 団体契約なので個別にご加入いただくよりも割安です。
※加入者20名以上の場合：多数割引5%適用

付帯サービス

健康・医療等の無料相談サービスをご提供します。



■ 社会保険労務士相談サービス

提供：柏木労務管理事務所

【事業主または人事労務ご担当者の方がご利用いただけます。】

健康保険、労災保険、厚生年金保険などの「ケガや病気、休業や障害に係わる給付」について、ご相談いただけます。

※面談に伴う相談や具体的事案の処理は有料になる場合があります。

■ 24時間電話健康相談

提供：ティーベック(株)

【事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。】

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど)がお電話でアドバイスします。

※ご相談の内容によっては受け付けできない日時および時間帯があります。

- ・本サービスは引受保険会社が各サービス提供会社に委託してご提供します。
- ・各サービス提供会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本サービスは今後予告なく変更・中止することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・本サービスのご利用には諸条件があります。地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。

補償プラン例（保険期間1年）

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、手術保険金支払特約、フルタイム補償特約 等セット

| 補償内容 | Aプラン | Bプラン | Cプラン |
|---------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 死亡保険金 | 1,000万円 | 500万円 | 1,000万円 |
| 後遺障害保険金 (1級～14級) | 障害の程度に応じて 40万円～1,000万円 | 障害の程度に応じて 20万円～500万円 | 障害の程度に応じて 40万円～1,000万円 |
| 入院保険金日額 (1事故につき180日限度) | 12,000円 | 5,000円 | 10,000円 |
| 手術保険金 (1事故につき1回) | 入院中／入院中以外 12万円／6万円 | 入院中／入院中以外 5万円／2.5万円 | 入院中／入院中以外 10万円／5万円 |
| 通院保険金日額 (1事故につき90日限度) | 7,000円 | 2,500円 | 5,000円 |
| フルタイム補償 | セットされません | セットされます | セットされます |

| 職種内容 | | 月払保険料(1名あたり) | 記名式契約 | 2020年6月 現在 |
|------|-----------------|--------------|--------|------------|
| A級職 | 事務・営業・ 電気工事等 | 1,440円 | 1,610円 | 3,240円 |

多数割引:5% 適用 (保険期間開始日時点における加入被保険者数が20名以上の場合、多数割引5%が適用されます。加入被保険者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店・扱者までお問い合わせください。)

補償概要

| 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金 | | 保険金をお支払いできない場合 |
|------------------------|---|--|
| 死亡保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に亡くなった場合にお支払いします。(後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。) | 次の①～⑨の事由により生じたケガ、ならびに⑩および⑪については保険金をお支払いできません。 ①急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ(疲労骨折など) ②故意または重大な過失 ③自殺行為 ④自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥戦争・革命・内乱・暴動 ⑦放射線照射・放射能汚染 ⑧通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故 ⑨危険な運動中の事故(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ⑩むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの ⑪入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) …など |
| 後遺障害保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。(失明、指の切断など) | |
| 入院保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。(1事故につき180日限度) | |
| 手術保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。(1事故につき1回) | |
| 通院保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。(1事故につき90日限度) | |

被 保 険 者 の 範 囲

被保険者 被保険者とは、保険の補償を受けられる方であって、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

特 約 の 内 容

| 特約名 | 特約の内容 |
|-----------|--|
| フルタイム補償特約 | 日常生活中や休暇中など、就業中以外でケガ(有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)をした場合も保険金をお支払いします。 |

ご 注 意 事 項

■ 契約方式について

この保険の契約方式には準記名式(人数式)と記名式があります。
○準記名式(人数式)は、5名以上の被保険者について個々の氏名を申入書に記載せず、被保険者の人数により契約する方式です。被保険者の増減員や入れ替わりのたびのご報告は必要ありませんが、被保険者数確認日の直前1か月間で被保険者数が最大となった日の人数を毎月ご報告いただき、保険料の精算が必要です。被保険者が契約締結時より増員し保険料を精算されていなかった場合で、保険金のお支払事由が発生した際には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

○記名式は、個々の被保険者の氏名を申込書に記載する契約方式で、ご契約には記名割引が適用されます。被保険者の増減員や入れ替わりの際には、その都度ご報告いただき、保険料の精算が必要です。また被保険者の年齢によりお引き受けできる保険金額の限度額が異なります。

※団体全体で被保険者数5名以上を満たす必要があります。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■ 死亡・後遺障害保険金額について

保険契約者が個人(個人事業主を含みます。)のご契約または被保険者5名以下の記名式のご契約で、次のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額が、同一の補償を提供する他の保険契約(*)および共済契約と合算して被保険者1名あたり1,000万円までとなります。

*積立保険を含む傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険などをいいます。

1. 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時点で、15才未満の場合
2. 保険契約者(保険を申し込まれる方)と被保険者が異なる場合で、被保険者の同意がない場合

■ 損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

■ ご契約上のご注意

当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にはご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書(契約概要、注意喚起情報)」を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更があったときには、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。故意または重大な過失によってご通知いただけない場合は、保険契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社大阪プロチャネル営業部
〒530-0011
大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワーB 36階
TEL 06-7223-2010
受付時間 午前9時～午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申込みは
株式会社 バディー
〒542-0083
大阪市中央区東心斎橋1-4-13 マイティービル3F
TEL 06-6241-2737 FAX 06-6241-2738
担当者：浅井 勲

F A X 見 積 書 シ ー ト

F A X 0 6 - 6 2 4 1 - 2 7 3 8

大電協 総合保障制度担当 (株) バディー 浅井 勲

総合賠償責任保険

該当箇所にチェックし、下記の必要事項をご記入の上、F A X でご返信ください。
追って担当代理店よりお見積書をご案内させていただきます。

見積りを希望します

加入を希望します

| | |
|---|-----------|
| 貴社名 代表者名 ご住所 TEL・FAX | (ゴム印でどうぞ) |
| 直近の年間売上高をご記入ください。 | |
| <u>直近の損益計算書等(決算書)・青色申告決算書よりご確認願います。</u> | |
| 直近の年間売上高 | 円 |
| ※ 1円単位までご記入ください。(例 11,347,076円) | |

* ご契約の際には、直近の損益計算書あるいは青色申告決算書の写しをご提出ください。

詳細につきましては、パンフレットをご確認願います。

お問合せ先

制度推進担当

(株)バディー 浅井 勲

〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 1-4-13 マイティービル 3F

TEL 06-6241-2737 FAX 06-6241-2738

総合賠償補償プラン

(賠償責任保険(企業用)普通保険約款、賠償責任保険(企業用)追加特約施設所有(管理)者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款)

| てん舗対象 | 電気工事・上下水道工事・ガス管工事・リフォーム工事等の 全ての工事が対象 | | | | 一般家庭の電気製品の 販売・工事を対象 |
|-------------------------------------|---|--------|--|---------|--|
| 加入プラン | ワイドプラン | OP付ワイド | スモールプラン | OP付スモール | 販売店プラン※2 |
| 対人保険金額 | 1名 5,000万円 1事故 1億円 (保険期間中 1億円) | | 1名 1,000万円 1事故 5,000万円 (保険期間中 5,000万円) | | 1名 500万円 1事故 1,000万円 (保険期間中 1,000万円) |
| 対物保険金額 | 1事故 5,000万円 (保険期間中 5,000万円) | | 1事故 1,000万円 (保険期間中 1,000万円) | | 1事故 500万円 (保険期間中 500万円) |
| 自己負担額 | 1事故につき3万円(1事故免責金額) | | | | |
| OP(オプション) 仕事の目的物の損壊 担保特約(B)※1 | なし | あり | なし | あり | なし |

※1 仕事の目的物の損壊担保特約(B)とは、貴社が行った作業(仕事)の結果に起因して発生した対人・対物事故について損害賠償金をお支払いする場合において、その仕事の目的物自体の損壊に対して貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。(保険期間中500万円限度:生産物賠償責任保険の対物保険金額の内枠払)

※2 販売店プランは、店舗販売を主とされ、商品売上高が年間総売上高の80%以上のお店のみご加入できます。

| 保 険 料 例 (店舗面積 30 m ² の場合) 保険期間: 1年 一時払 | | | | | | |
|---|----------|----------|----------|----------|---------|--|
| 年間売上高 | ワイドプラン | OP付ワイド | スモールプラン | OP付スモール | 販売店プラン | |
| 8,000千円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | |
| 10,000千円 | 15,460円 | 15,700円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | |
| 11,000千円 | 16,870円 | 17,140円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | |
| 13,000千円 | 19,700円 | 20,010円 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | |
| 15,000千円 | 22,520円 | 22,880円 | 15,730円 | 16,090円 | 15,000円 | |
| 18,000千円 | 26,780円 | 27,220円 | 18,690円 | 19,130円 | 15,000円 | |
| 20,000千円 | 29,600円 | 30,080円 | 20,680円 | 21,160円 | 16,570円 | |
| 23,000千円 | 33,850円 | 34,410円 | 23,650円 | 24,210円 | 18,960円 | |
| 25,000千円 | 36,670円 | 37,280円 | 25,640円 | 26,250円 | 20,550円 | |
| 28,000千円 | 40,920円 | 41,600円 | 28,590円 | 29,270円 | 22,920円 | |
| 30,000千円 | 43,760円 | 44,490円 | 30,580円 | 31,310円 | 24,510円 | |
| 35,000千円 | 50,820円 | 51,670円 | 35,540円 | 36,390円 | 28,500円 | |
| 40,000千円 | 57,900円 | 58,870円 | 40,510円 | 41,480円 | 32,480円 | |
| 45,000千円 | 64,970円 | 66,060円 | 45,460円 | 46,550円 | 36,450円 | |
| 50,000千円 | 72,060円 | 73,270円 | 50,410円 | 51,620円 | 40,420円 | |
| 60,000千円 | 86,210円 | 87,660円 | 60,320円 | 61,770円 | 48,380円 | |
| 70,000千円 | 100,370円 | 102,060円 | 70,230円 | 71,920円 | 56,330円 | |
| 80,000千円 | 114,510円 | 116,450円 | 80,140円 | 82,080円 | 64,270円 | |
| 90,000千円 | 128,670円 | 130,850円 | 90,040円 | 92,220円 | 72,220円 | |
| 100,000千円 | 142,820円 | 145,240円 | 99,970円 | 102,390円 | — | |
| 140,000千円 | 199,430円 | 202,820円 | 139,590円 | 142,980円 | — | |
| 180,000千円 | 256,040円 | 260,400円 | 179,240円 | 183,600円 | — | |
| 200,000千円 | 284,340円 | 289,180円 | 199,060円 | 203,900円 | — | |
| 300,000千円 | 362,170円 | 368,340円 | 253,560円 | 259,730円 | — | |
| 400,000千円 | 440,000円 | 447,500円 | 308,070円 | 315,570円 | — | |
| 500,000千円 | 517,840円 | 526,670円 | 362,570円 | 371,400円 | — | |

この早見表(例示)に表示されていない場合は取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約時の提出書類として、確定申告書または損益計算書の直近の年間売上高部分の添付が必要になります。

※年間売上高・店舗面積によって保険料が変更になります。詳しくは取扱代理店までお願いいたします。

FAXシート

FAX 06-6241-2738

大電協 総合保障制度担当 (株) バディー 浅井 勲

災害補償プラン(グループ傷害保険)

該当箇所にチェックし、下記の必要事項をご記入の上、FAXでご返信ください。
追って担当代理店よりお見積書をご案内させていただきます。

加入を希望します

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 貴社名 代表者名 ご住所 TEL・FAX | (ゴム印でどうぞ) |
|-------------------------------|-----------|

| フリガナ 被保険者名 | 生年月日 | 性別 | 加入 プラン | 合計保険料 |
|----------------------------|-----------|----|-----------|--------|
| 例 ヤマダ サブロウ 山田 三郎 | S45.10.15 | 男 | B | 17,630 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

お問合せ先

制度推進担当

(株) バディー 浅井 勲

〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 1-4-13 マイティービル 3F

TEL 06-6241-2737 FAX 06-6241-2738

| 記名式契約 | | 補償プラン（保険期間1年間） | | 2020年6月 現在 |
|---|---------------------------|-------------------------|---------------------------|------------|
| 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約、手術保険金支払特約、フルタイム補償特約 等セット | | | | |
| 補償内容 | A級職：事務・営業・電気工事等 | | | |
| | 就業中のみ補償 | | 24時間補償（フルタイム補償特約セット） | |
| プラン | Aプラン | Bプラン | Cプラン | |
| 死亡保険金 | 1,000万円 | 500万円 | 1,000万円 | |
| 後遺障害保険金 （1級～14級） | 障害の程度に応じて 40万円～1,000万円 | 障害の程度に応じて 20万円～500万円 | 障害の程度に応じて 40万円～1,000万円 | |
| 入院保険金日額 （1事故につき180日限度） | 12,000円 | 5,000円 | 10,000円 | |
| 手術保険金 （1事故につき1回） | 入院中／入院中以外 12万円／6万円 | 入院中／入院中以外 5万円／2.5万円 | 入院中／入院中以外 10万円／5万円 | |
| 通院保険金日額 （1事故につき90日限度） | 7,000円 | 2,500円 | 5,000円 | |
| 月払保険料（1名あたり） | 1,440円 | 1,610円 | 3,240円 | |
| 年払保険料（1名あたり） | 15,720円 | 17,630円 | 35,250円 | |

多数割引：5% 適用（保険期間開始日時点における加入被保険者数が20名以上の場合、多数割引5%が適用されます。加入被保険者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。）

補償内容

| 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金 | | 保険金をお支払いできない場合 |
|------------------------|---|--|
| 死亡保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に亡くなった場合にお支払いします。（後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。） | 次の①～⑨の事由により生じたケガ、ならびに⑩および⑪については保険金をお支払いできません。 ①急激かつ偶然な外来の事故によらないケガ（疲労骨折など） ②故意または重大な過失 ③自殺行為 ④自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥戦争・革命・内乱・暴動 ⑦放射線照射・放射能汚染 ⑧通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故 ⑨危険な運動中の事故（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など） ⑩むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの ⑪入浴中の溺水（ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） …など |
| 後遺障害保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。（失明、指の切断など） | |
| 入院保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。（1事故につき180日限度） | |
| 手術保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。（1事故につき1回） | |
| 通院保険金 | 就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。（1事故につき90日限度） | |

被保険者の範囲

| | |
|------|---|
| 被保険者 | 被保険者とは、保険の補償を受けられる方であって、保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。 |
|------|---|

特約の内容

| 特約名 | 特約の内容 |
|-----------|--|
| フルタイム補償特約 | 日常生活中や休暇中など、就業中以外でケガ（有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。）をした場合も保険金をお支払いします。 |